第５章　施策の展開

基本方針１　地球温暖化対策

IPCC※（気候変動に関する政府間パネル）の第 6 次評価報告書によれば、世界の平均気温は、工業化前（1850 年から 1900 年頃）と比べて令和 2（2020）年までに約 1.09℃上昇しました。この気温上昇は、対策を取らなければ 2100 年までに最大で 5.7℃上昇する可能性があるとされており、世界的な対策が不可欠です。

平成 27（2015）年 12 月に採択された「パリ協定」をきっかけとして、令和 2（2020）年 10 月には、我が国においても 2050 年カーボンニュートラルを宣言する等、地球温暖化対策を取り巻く情勢は大きく動いています。

市においては、令和 4（2022）年 2 月 22 日に、2050 年までに二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す「沼田市ゼロカーボンシティ」を宣言しました。宣言の実現に向け、市民、事業者、市が一層連携・協働しながら脱炭素化を推進します。

また、既に顕在化している気候変化に対しては、自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する「適応」の取組を推進します。

目指す市の姿

市民に新たなライフスタイルが定着し、市域に省エネルギー化の取組や再生可能エネルギー導入が広がっている。

数値目標

指標	現状	目標	目標（長期）
市域の温室効果ガス排出量	311,630t-CO_2 令和 3(2021)年度	206,059t-CO_2 令和 12(2030)年度	実質ゼロ 2050 年度
区域の再生可能エネルギー自給率	27.1% 令和 5(2023)年度	37.1% 令和 15(2033)年度	

市の取組施策

重点施策	個別施策	主な事業
脱炭素社会実現の取組	ライフスタイルの変革を促す啓発事業の実施	新しいライフスタイルの啓発 緑のカーテン普及推進
	再生可能エネルギーの普及促進	家庭への再生可能エネルギー導入促進 バイオマス※の利活用促進
	公共施設の脱炭素化の取組	沼田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進 小水力発電所等の効率的な管理運営 公共施設等への効果的な再生可能エネルギー導入・活用の検討 通年軽装執務の実施
	再生可能エネルギーを通じた環境啓発の実施	小水力発電所を活用した環境啓発
	再生可能エネルギー地産地消の取組	電力地産地消の取組
気候変動への適応	熱中症対策の推進	指定暑熱避難施設※の設置推進 事業における熱中症対策の実施
	気候変動を考慮した事業活動の実施	事業活動における気候変動対策支援 気象災害に係る補償制度の周知・啓発
	自然災害軽減に向けた取組	森林環境整備事業

市民に期待される役割

「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）※」の趣旨を理解し、デコ活アクションに取り組む。

公共交通機関の利用や徒歩・自転車による移動を生活に取り入れる。

家庭におけるエネルギー使用量を把握し、家庭でできることを考えて、省エネ型の生活に転換する。

住宅の新築・増改築時には、断熱性能の高い、省エネルギーで快適な住まいとすることを検討する。

熱中症に対する正しい知識を持ち、適切な予防を行う。

気象災害への備えを確認する。

コラム　デコ活アクション

「デコ活」は、2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向け、令和 4（2022）年 10 月に発足した国民の行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動です。

国民・消費者が行動変容・ライフスタイル転換の具体的な取組の事例として、3 分野、計 13 種類の「デコ活アクション」を決定しました。以下の事例に限らず、暮らしが豊かになり、脱炭素等に貢献していくものは、すべて「デコ活アクション」です。

分類		アクション
まずはここから	住　デ	**電気も省エネ　断熱住宅**　（電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）
	住　コ	**こだわる楽しさ　エコグッズ**　（LED・省エネ家電などを選ぶ）
	食　カ	**感謝の心　食べ残しゼロ**　（食品の食べ切り、食材の使い切り）
	職　ツ	**つながるオフィス　テレワーク**　（どこでもつながれば、そこが仕事場に）
ひとりでにCO2が下がる	住	高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移	環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住	ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食	地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移	できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買	はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住	宅配便は一度で受け取る

出典：「デコ活」～くらしの中のエコろがけ～ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（環境省）

事業者に期待される役割

エネルギー消費量や温室効果ガス排出量を把握し、脱炭素経営に取り組む。

設備の効率的な運用方法を検討する。

設備更新や施設改修時は、省エネルギー化を進める。

再生可能エネルギー設備の導入や再生可能エネルギー由来の電力調達に努める。

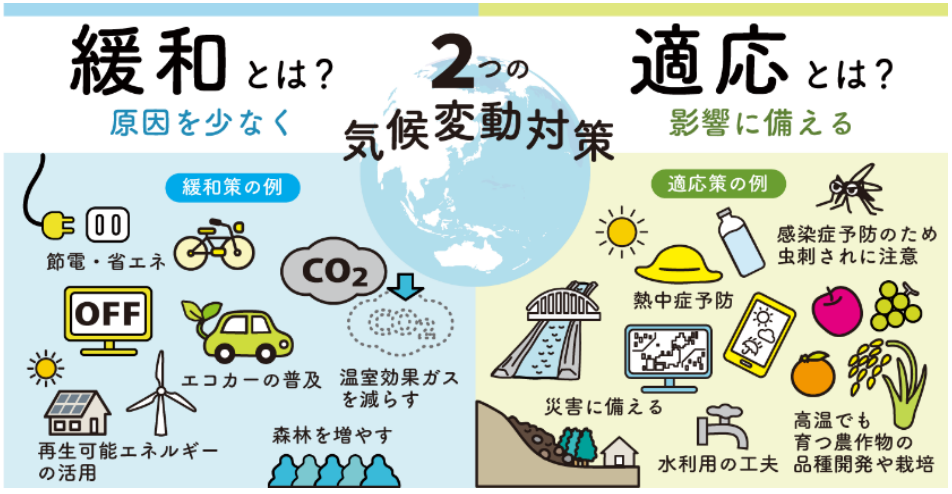
自動車を使用する事業では、エコドライブを実践するとともに、環境性能の高い車両の導入に努める。

事業活動における熱中症予防を徹底する。

必要に応じて、気候変動を考慮した事業の転換について検討する。

コラム　気候変動適応

気候変動の対策には、温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動の悪影響を軽減する「適応」の二本柱があります。気候変動を抑えるためには、「緩和」が最も必要かつ重要な対策ですが、「緩和」の効果が現れるには長い時間がかかるため、ある程度の気候変動は避けられません。将来、観測記録を更新するような異常気象が頻繁に発生したり深刻化したりすることが懸念されており、変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」の取組が不可欠です。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（国立環境研究所）

基本方針２　自然環境の保全

生物多様性をめぐっては、令和 4（2022）年 12 月に生物多様性の新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が生物多様性条約 COP15 において採択されました。我が国においても、生物多様性国家戦略を改定するとともに、2030 年までの「ネイチャーポジティブ」の実現と、このために陸と海の 30%以上を保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）※」の目標を掲げています。

市は、市域の約 77%を森林が占め、多様で豊富な自然環境が形成されています。市民意識調査でも、「豊富な自然」は市が持つ貴重な財産であることが共通認識となっていることが確認されました。全国初の森林文化都市宣言を行っている市において、市民が誇りとする市の自然環境を次の世代へと伝えていくために、生物多様性や森林環境を保全する取組は非常に重要です。

取組に当たっては、市内で特に貴重な自然環境を有する玉原高原を代表的な地点と考え、自然環境保全の象徴的な取組を推進するとともに、他地域への取組の波及を目指します。

また、本計画書においては、環境基本計画に紐付く生物多様性に関する個別計画として、生物多様性地域戦略を策定し、目標達成へ向けた取組を推進します。

目指す市の姿

森林が適切に管理・保全されるとともに、生物多様性の増進のための活動が継続的に実施されている。

数値目標

指標	現状	目標
市内の自然共生サイト※認定地域数	0 箇所 令和 6(2024)年度	1 箇所以上 令和 16(2034)年度

市の取組施策

重点施策	個別施策	主な事業
生物多様性の確保と自然共生	市民・事業者と連携した保全活動	市民・事業者・市が連携した保全活動の実施
	玉原高原の自然体験の場としての活用	モニタリングの実施 遊歩道等の維持管理、パトロールの実施
	外来生物への対策実施	外来生物防除作業の実施 クビアカツヤカミキリ※の対策実施
	自然を知り、親しむ活動の実施	青少年自然体験活動推進事業の実施 自然環境を主題とした啓発事業の実施 三沢交流広場管理事業
森林環境の保全	森林の整備と再生	美しい森づくり基盤整備事業 竹の伐採による里山の適正管理 森林経営管理制度を活用した森林整備
	林業の担い手育成	林業の担い手育成 特用林産物生産活力向上
	森林・木材に親しむ機会の創出	森林に触れる場の提供 木工教室の開催
	木育の推進	ウッドスタート※事業 木育の体験・普及啓発の推進
	地場産材の公共施設への利用	公共施設の新築・改築時の地場産材利用
	企業連携による森林保全	企業参加型の森林保全事業の推進

市民に期待される役割

身の回りの自然を大切にする。

自然に触れ、親しむ機会を増やす。

外来種被害予防 3 原則※「入れない・捨てない・拡げない」を守る。

木材や木工製品に触れ、生活の中に取り入れることを心掛ける。

所有する森林を把握し、適正に管理する。



▲ 市内で確認される特定外来生物（オオハンゴウソウ）



▲ 沼田市誕生祝品

コラム　クビアカツヤカミキリ

クビアカツヤカミキリは、サクラやウメ、モモ等に寄生し、幼虫が木の中を食い荒らす特定外来生物です。群馬県内では平成 29（2017）年度から被害状況の調査を実施しており、東毛地区（群馬県南東部）を中心に被害が確認されていましたが、その後、被害が拡大し、令和 6（2024）年度には、市においても被害が確認されています。観光資源や農業へ大きな影響を及ぼすことから、県内において被害の抑制等の対策が実施されています。



▲ クビアカツヤカミキリの成虫



▲ 被害木の断面

出典：特定外来生物クビアカツヤカミキリに注意してください（群馬県 HP）

事業者に期待される役割

事業活動によって生じる環境負荷の低減に努める。

環境保全活動に積極的に参加する。

地場産材の利活用を検討する。

森林を適正に管理する。

生物多様性保全の取組に協力する。



▲ 間伐の様子



▲ 間伐された森林

コラム　30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標

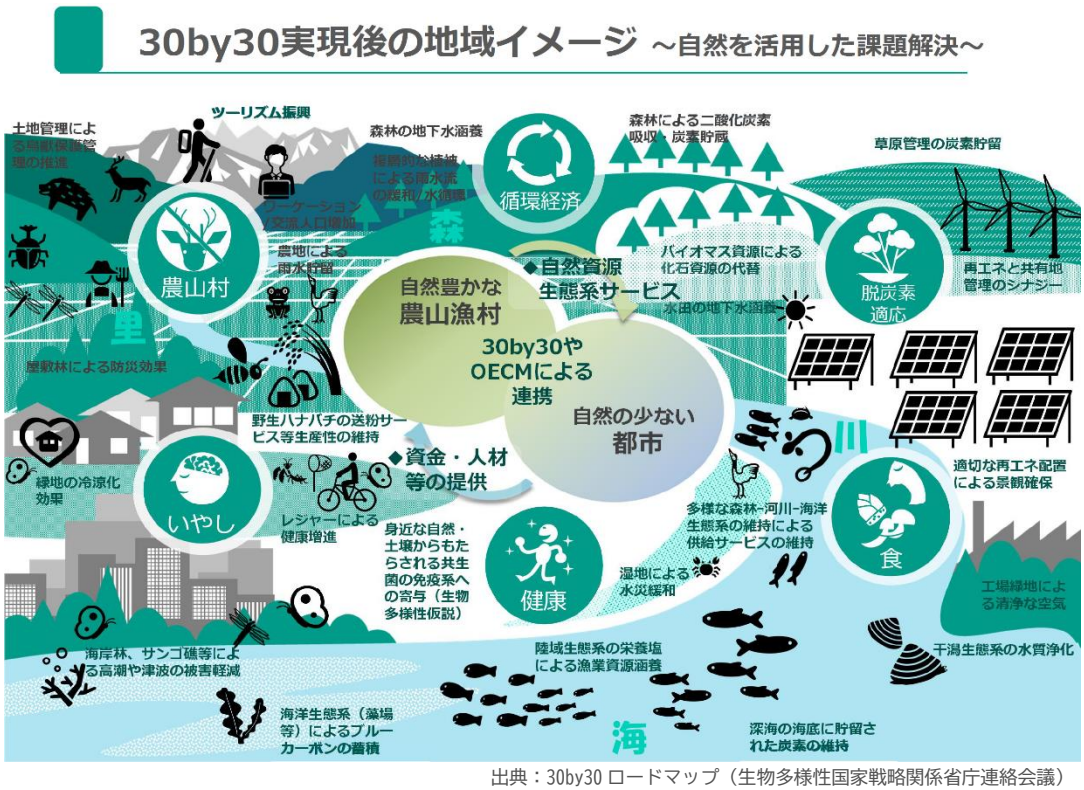
「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」とは、2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

令和 4（2022）年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030 年グローバルターゲットの 1 つに盛り込まれました。

国では、この新枠組を踏まえ、令和 5（2023）年 3 月に新たな生物多様性国家戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定し、2030 年までのネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）実現に向けた目標の一つとして 30by30 目標を位置づけています。

30by30 目標は、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上だけでなく、OECM※（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の設定・管理を通して達成していくことになります。

目標達成のためには、国の取組を推進することに加え、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことも重要です。



出典：30by30 ロードマップ（生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議）

基本方針３　循環共生型社会の実現

令和 6（2024）年 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）※への移行を推進することが鍵であることが示され、環境負荷の低減と経済成長を共に進めていくことが掲げられています。

市のおいては、課題であるごみ排出量の削減へ向け、3R※（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を一層進めるとともに、農業や、他の事業活動においては、環境保全と両立した経済活動が実現できるような取組を推進します。

また、発生する廃棄物については適正に処理するとともに、資源化へ向けた取組を推進します。

目指す市の姿

市民一人一人がごみを減らす取組を日常的に行っている。
また、環境保全と両立した事業活動が広く行われている。

数値目標

指標	現状	目標
1 人 1 日当たりごみ排出量	1,011g 令和 5(2023)年度	946g 令和 15(2033)年度
事業者の環境保全の取組の状況（各調査項目の平均）	41.6% 令和 6(2024)年度	55% 令和 15(2033)年度

市の取組施策

重点施策	個別施策	主な事業
ごみの減量化･資源化と適正処理	ごみの分別の徹底	分別方法の周知
	資源リサイクルの推進	ごみ再資源化の推進 行政文書のリサイクル
	廃棄物適正処理の推進	農業資材の適正処理 焼却施設・最終処分場適正管理 不法投棄対策
	一般廃棄物処理施設整備の推進	一般廃棄物処理施設整備の推進
	市民と連携した取組	環境保健協議会と連携した取組
環境と事業活動の共生	田園空間の保全と整備	中山間地域等直接支払事業
	農地の適正管理、耕作放棄地対策	農業経営者への支援 農業後継者や新規就農者の育成、確保 農用地有効利用のための利用集積の推進 遊休農地の発生防止・解消
	開発行為や事業活動における環境への配慮	開発行為に対する環境配慮の指導 環境負荷の少ない公共事業の実施 事業活動における環境対策の推進
	鳥獣被害対策	鳥獣被害対策の推進
	環境資源と観光の共生	観光客へのマナー向上の啓発

市民に期待される役割

ごみの分別を徹底し、出し方のルールを守る。

使えるものはできるだけ再利用し、最後まで大切に使う。

すぐにごみになるもの、資源化しにくいものの購入を控えるとともに、使い捨て商品ではなく繰り返し使える商品を選択する。

食べ残し等が発生しないよう、食材の使いきり、食べきりを心がけ、食品の適切な量の購入に努める。

すぐ使う食品は、商品棚の手前からとる“てまえどり※”を実践する。

地元の食材や製品を積極的に購入する。

生ごみを減らす取組を実践する。

農地を適正に管理する。

農薬や肥料は、環境への影響に配慮し適切に使用する。

コラム　てまえどり

食品小売店舗が販売する商品について、購入してすぐに食べる場合には、商品棚の手前にある商品等の販売期限の迫った商品を積極的に選ぶことを推奨しており、この購買行動を「てまえどり」という名称で普及啓発しています。

食品の生産や加工、輸送や廃棄等の過程では二酸化炭素が排出されており、食品ロスの削減は、食料という資源の浪費を減らすだけでなく、地球温暖化防止に寄与する取組です。



▲ 沼田市内の小中学生がデザインしたてまえどりの啓発用 POP



▲ 店舗内掲示の様子

事業者に期待される役割

事業所内でごみの分別を行い、減量化・再資源化・再生利用に努める。

事業活動から出る廃棄物は、事業者が責任を持って適正に処理する。

製品に使用する材料をできるだけ減らす、再生利用が容易な材料を使用する等、ごみの減量化や再資源化に取り組む。

資源を循環・利用し続けながら、新たな付加価値を生み出す「循環経済(サーキュラーエコノミー)」を念頭に置いた事業活動を検討する。

グリーン購入※を推進する。

食品廃棄物の発生を抑制する。

簡易包装、レジ袋の削減、量り売り等により事業活動におけるごみの発生抑制に努める。

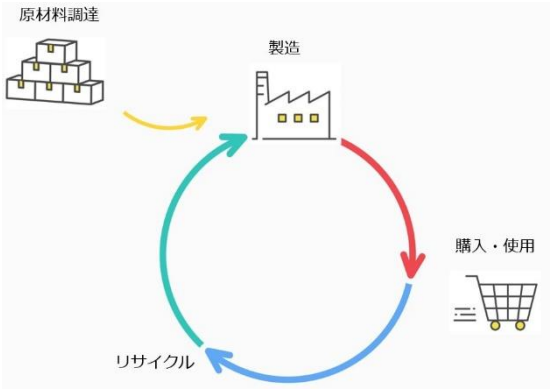
農地を適正に管理する。

農薬や肥料は、環境への影響に配慮し適切に使用する。

地域の自然的価値を生かした事業活動を行う。

コラム　サーキュラーエコノミー（循環経済）

資源を大切に使うための考え方としては「3R（リデュース、リユース、リサイクル)」が知られていますが、「サーキュラーエコノミー（循環経済)」は、生産段階から再利用等を視野に入れて設計し、新しい資源の使用や消費をできるだけ抑える等、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、サービスや製品に最大限の付加価値をつけていくシステムを指します。事業者は、資源の制約、環境の制約等の課題を解決しつつ、経済的にも成長していくことができるという考え方です。



▲ サーキュラーエコノミーの概念図

出典：成長志向の資源循環経済システム「サーキュラーエコノミー」（前編）どんな課題を解決するの？（資源エネルギー庁 HP）

基本方針４　安心・安全な生活環境の実現

令和 6（2024）年 5 月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」においては、「ウェルビーイング／高い生活の質」がその目的として掲げられています。環境保全の取組の中でも、公害防止や地域美化、景観の保全等は私たちが生活する上で、最も直接的に影響を受けるものであり、これらの取組が継続的かつ十分に推進されることは、市民一人一人が安心・安全に生活できることにつながります。

これらを踏まえ、水質、道路交通騒音・振動等が生活環境に与える影響を継続的にモニタリングするとともに、良好な生活環境を確保するための対策を実施します。また、市民の生活の質の向上につながる取組を推進します。

目指す市の姿

良好な生活環境が維持され、市民が今の場所に住み続けたいと感じている。

数値目標

指標	現状	目標
現住地に今後も住み続けたいと考える市民の割合	59.8% 令和 6(2024)年度	70% 令和 16(2034)年度

市の取組施策

重点施策	個別施策	主な事業
生活環境の保全	公害防止対策及びモニタリング	公害苦情対応 水質モニタリング 騒音モニタリング 公害発生時の周知
	野焼き等の防止	野焼き防止の啓発
	地域美化	市内一斉清掃 ボランティア清掃の推進
	空き家対策	空き家対策事業
	生活雑排水処理	公共下水道の整備・普及 合併処理浄化槽の普及促進
	放射線対策	空間放射線量モニタリング 放射線測定器貸出
快適な生活環境の形成	公共交通機関の充実	利便性の高い公共交通機関の再編検討 公共交通機関の利用促進
	都市緑化の推進	緑と花のあるまちづくり 都市公園や緑地の整備
	花いっぱい運動の推進	活動支援事業
	景観の形成	景観計画制定の検討

市民に期待される役割

野外焼却を行わない。
家の周りの環境美化に努める。
地域の美化活動へ積極的に参加する。
空き家や空き地は所有者が責任を持って管理する。
公共下水道への接続や合併処理浄化槽の導入を行う。
合併処理浄化槽は適切に維持管理する。
河川や水路を汚さないよう注意する。

コラム　沼田市くらしの環境美化条例

「沼田市くらしの環境美化条例」は、市、市民等、事業者及び土地所有者等が連携・協力して市内の環境美化に取り組むことにより、市民の快適なくらしの確保及び良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする条例で、平成 25（2013）年 10 月に施行されました。

本条例では、ポイ捨てとペットのふんの放置を禁止行為とし、空き地の適正な管理を義務規定として定めています。



事業者に期待される役割

水質や騒音、振動、大気汚染等に関する基準を遵守する。

低公害型の機器や設備の導入等、環境負荷の軽減に取り組む。

事業敷地を適正に管理する。

周辺住民等から苦情があった場合は、速やかに原因を把握し、問題解決に努める。

地域の美化活動に積極的に参加する。

周囲の景観に配慮した事業活動に努める。

コラム　公害と汚染予防

「公害」は、環境基本法により、次のように定められています。

> 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

事業者が公害等の原因となる汚染を予防することは、法令を遵守する上で必要なことであるとともに、消費者・市民等の評判を下げるリスクや問題発生に対応するための財務リスクを下げる意味でも重要です。

また、高いコンプライアンス実績を示すことで、操業許可の取得や更新、検査等の手続きが簡素化される、優良事業者として認定されることで事業拡大につながる等の事業上のメリットにもなり得ます。

図表 2　汚染予防に関する問題が事業に与えるリスク・機会の例

区分	内容
政策・規制リスク	● 環境汚染や健康被害による損害賠償責任の発生、汚染除去費用の負担 ● 汚染除去や計画外の追加的措置発生による操業の中断、延期、中止 ● 国内外の環境法規制強化による管理コスト上昇、設備投資増大
評判リスク	● 事故・汚染発生・不適切管理等への社会的制裁 ● 取引先の評価の低下、消費者・市民のイメージダウンや不買行動
市場・技術リスク	● 規制強化に対応する設備更新・技術的対応のコスト増大 ● 環境配慮製品に対する消費者・購入者の選好（グリーン購入等）
財務リスク	● 保有する土地の汚染発覚による資産価値の低下
機会	● 高い公害防止技術や汚染防止・低負荷環境配慮製品の市場拡大 ● 工程内再資源化・クローズドループ処理技術等による効率化 ● 許認可取得の効率化、優良事業者認定による市場機会増大

出典：環境報告のための解説書～環境報告ガイドライン 2018 年版対応～参考資料（環境省）

基本方針５　協働による取組

本計画の目標達成には、特定の人が行動をするのではなく、全ての人々が少しずつ取り組むことが重要です。

市民や事業者が、自ら環境問題について考え、行動できるような環境づくりを推進するとともに、市民、事業者、市が一層連携・協力しながら課題を解決できるよう、地域における情報の共有や提供、協力体制の構築等を行います。

また、学校における環境教育の推進や、校外での体験の機会づくり等、次世代につがる環境活動を推進します。

目指す市の姿

市内の全ての市民・事業者が環境について考え、行動を実践している。

数値目標

指標	現状	目標
市民の環境保全の取組の状況（各調査項目の平均）	52.8% 令和 6(2024)年度	70% 令和 16(2034)年度
上記のうち、環境学習や自然体験等の活動への参加状況	7.4% 令和 6(2024)年度	20% 令和 16(2034)年度

市の取組施策

重点施策	個別施策	主な事業
市民、事業者、市の協働による取組	環境活動団体との連携	「ぬまた環境ネット※」への加盟団体の拡大 加盟団体相互の情報共有 加盟団体活動支援
	高等学校等との連携	高校生参加事業の実施
	事業者との連携	事業者と連携した事業の実施
個々が学び、実践する環境づくり	市民参加型の啓発事業の開催	「環境フォーラムぬまた」の開催 環境意識向上に向けた事業の展開
	保育園・小中学校等における取組	環境啓発コンクールの実施 小中学校等における環境教育の推進 食育※の推進 緑の少年団の育成

市民に期待される役割

身近な環境問題について積極的に知る機会を設ける。

環境に関するイベントに参加する。

環境活動に積極的に参加する。

市や地域が持つ環境の価値について考え、それを将来につなげる取組を実践する。



▲ 環境フォーラムぬまた



▲ たんばら・森林の学校

事業者に期待される役割

従業員等を対象とした環境研修を実施する。

環境問題について事業者の立場から考え、情報収集を行い、事業活動へ反映させる。

市民や地域と連携した環境活動に取り組む。

事業活動における環境面での社会的貢献を検討・実践する。

コラム　事業者向け支援情報の活用

環境省や経済産業省では、環境に配慮した事業経営を行う上で活用できる支援制度を設けています。また、それらの支援策をまとめた特設サイトやガイドブックの作成も行っています。環境に配慮した事業経営を行うことの意義や事業の転換の進め方、事例紹介等の情報がまとめられていますので、積極的に活用しましょう。



▲ ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォーム
（環境省 HP）



▲ 中小企業等のカーボンニュートラル支援策
（経済産業省作成）